

# 【すみだゼロカーボンシティ2050宣言】 設備・環境改善資金を拡充します

「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を推進するために、省エネルギー診断に基づいて二酸化炭素削減に資する設備を導入する場合、「設備・環境改善資金」のあっせん金額の引き上げ及び返済期間を延長します。

## 資金使途

## 設備資金

## 申込限度額

5,000万円

通常の設備・環境改善資金の残高を含みます。

## 返済期間

10年以内（据置12か月以内含む）

## 実質金利

0%（年利2.2% 区の補助2.2%）

## 信用保証料

## 事業者負担

## 受付開始

令和4年4月1日から

通常の設備・環境改善資金は融資限度額3,000万円、貸付期間9年以内（据置12か月以内）  
金融機関や保証協会による審査の結果、融資を受けられない場合があります。

< 申込みできる方：以下のすべての要件を満たす事業者 >

- 中小企業信用保険法に定める中小事業者であること
- 区内に主たる事業所を有すること  
法人：本店登記地及び事業実態が区内にあること  
個人：事業所及び営業の本拠地が区内にあること
- 区内において引き続き1年以上事業を営んでいること
- 特別区民税（法人は法人住民税）区民税事業所課税分を滞納していないこと
- 墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。

< 必要書類 > 申込書・納税証明書以外の必要書類はコピーをご用意ください

- 墨田区商工業融資申込書（2部）
- 直近の確定申告書及び決算書（電子申告の場合は受信通知（メール詳細）があるもの）
- 見積書（有効期限内のもの。有効期限の記載がない場合は発行日から30日以内）  
法人の場合は宛名が法人名、個人の場合は宛名が個人のフルネームであること
- 省エネルギー診断報告書
- 法人住民税の納税証明書の原本（個人の場合は2階の税務課で納税の照合が必要です。）

< 問い合わせ・連絡先 >

墨田区産業観光部 経営支援課

5608-6183（直通）